

問 28 改正後の消費者契約法の規定については、いつの時点を基準として適用されるのですか。

(答)

1. 一般的に法の適用については不遡及であるとされている点を踏まえ、意思表示の取消しに係る規定は、消費者の意思表示がなされた時点を経験としてしています。したがって、改正法は、その施行後になされた消費者の意思表示について適用があります。

なお、勧誘時を基準としていないため、事業者が、改正法の施行前に勧誘をした場合であっても、消費者が改正法の施行後に消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたのであれば、意思表示の取消しに係る規定は適用されます。

2. また、消費者契約の条項の無効に係る規定は、消費者契約の締結時点を基準としてしています。したがって、改正法は、その施行後に締結された消費者契約の条項について適用があります。